

集中豪雨などの災害で甚大な被害を受けた 方には、都税を減免する制度があります

台風や集中豪雨などで甚大な被害を受けた納税者の方を対象に、まだ納期限が 到来していない税金を減免する制度があります。概要は次のとおりです。

- 1 減免する場合 集中豪雨などによる崖崩れ、家屋損壊等の被害を受けた場合
- 2 対象となる都税(詳細は裏面のとおり)
 - 〇 不動産取得税
 - 〇 個人事業税
 - 〇 軽油引取税

など

3 減免の手続き

減免を受けるためには、納期限(不動産取得税を除く。)までに納税者ご本人からの申請が必要です。

被災された方は、各市役所・町村役場の発行する「罹災証明書」など、被害の事実を証明する書類を添えて、管轄の都税事務所に申請書を提出してください。

<u>また、災害が原因で自動車が使用できなくなり、解体した場合には、自動車税種別</u> 割の減額制度があります(詳細は裏面のとおり)。

さらに、災害により都税を一時に納めることができない場合には、納税を猶予する制度があります。なお、納税の猶予を受ける場合にも申請が必要となります。

都税の減免等に関するお問い合わせ先

東京都立川都税事務所 Tel 042-523-3171 (代表)

・個人事業税に関すること······個人事業税班 № 16.042-523-3173 (直通)

・不動産取得税に関すること……不動産取得税第一班 Tal 042-523-3177 (直通)

・納税の猶予に関すること………徴収管理班 Tel042-523-3181(直通)

東京都自動車税コールセンターTel 03-3525-4066

・自動車税種別割に関すること

● 個人事業税

災害等により、事業用資産(店舗、工場、建物、機械設備、商品等)や住宅・家財等に損害を受けた場合は、その損害の程度に応じて減免されます。

ただし、資産の損害金額(保険金や損害賠償金等で補填された金額を除きます。)が、合計所得金額*の20%を超えている場合に限ります。

※「合計所得金額」とは、事業所得・不動産所得・雑所得のほか、給与所得や退職所得等を 合算した、青色申告特別控除前の金額をいいます。

● 不動産取得税

災害等により、滅失または損壊した不動産(土地・家屋)については、次のような場合にその被災の程度に応じて減免されます。ただし、土地については崖崩れ、地滑り等により現に 地積が減じたことが認められる場合に限ります。

- (1) 取得した不動産が、その不動産取得税の納期限までに災害等により滅失または損壊した場合(取得した不動産を災害等の時までに譲渡していた場合は除きます。)
- (2) 災害等により滅失または損壊した不動産に代わる不動産を災害等後3年以内に取得した場合(上記(1)により既に不動産取得税が減免された場合は除きます。)

● 軽油引取税

災害等により、保有する未課税又は免税軽油が流出等の損害を受けた場合に減免されます。

● 自動車税種別割

災害等により、自動車が使用できなくなり、解体した場合、消防署又は区市町村の発行する「り災に関する証明書」(り災した自動車の登録番号等が記載されていること)及び自動車を解体した日の確認ができる書類(解体証明書等)を添えて、事故車申立をすると、り災日の翌月分から自動車税種別割が減額されます。

※ 個人の都民税

市町村が市町村民税を減免した場合、個人の都民税についても、同じ割合で減免されます。減免手続き等の詳細につきましては、市役所・町村役場へお問い合わせください。